

別表六の二（九）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の11第7項から第9項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 特定機械装置等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

(3) 特定機械装置等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「税額控除限度額¹²」及び「繰越限度超過加算額²¹」
(1) $\times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$ 」及び (2) $\times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$ 」
の各欄は、別表六の二(九)付表の「1」から「9」までに記載した特定生産性向上設備等について、措置法第68条の11第7項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人が取得等をし事業供用したものである場合には「7又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消します。